

仕事で 死亡させない！

R6年以降（R6.1.1～R7.3.31）**福井県内**において、以下の死亡災害が発生しています。

R6 3月

解体工事現場において、エンジン式の高圧洗浄機を用いて建物の天井付近にあるウレタンを撤去する作業中、作業員3名が一酸化炭素中毒になり、うち1名が死亡した。

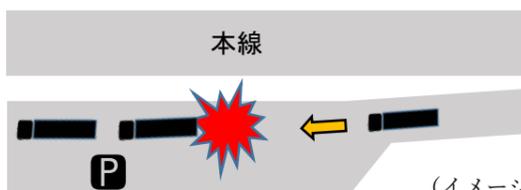


(イメージ)

イラスト：「職場のあんぜんサイト」より引用

R6 7月

高速道路のパーキングエリアにおいて、入口付近に駐車していた大型トラックに、被災者が運転していたトラックが追突して死亡した。



(イメージ)

R6 7月

夕方にごみ処理装置の修理作業を行った後、駐車場の自家用車内で休憩をとっていたが、翌朝に自家用車内で死亡している状態で発見された。

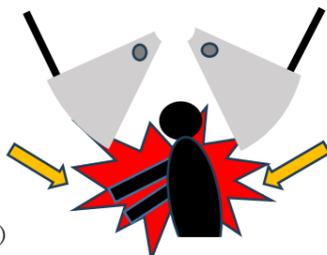


(イメージ)

イラスト：「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」より引用

R6 9月

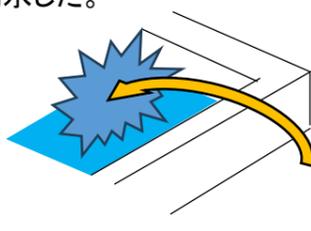
コンクリートバケットの放出口内側の補修作業を行っていたところ、放出口が閉じ、胸背部を挟まれて死亡した。



(イメージ)

R6 9月

屋外に設置されたグリストラップの清掃作業中、グリストラップ内に転落して頭を下にした状態になり、溜まっていた排水により溺水した。



(イメージ)

R7 2月

工場建設現場において、高窓のガラスの取り付け作業中に、脚立から別の脚立に移ろうとしたところ、脚立が転倒し、床に頭部を強打し死亡した。



(イメージ)

そのためには…

1 自社は、労働者を大事にする会社であり、仕事で死なせないことを表明し発信する。

- ① 労働者の安全と健康の確保対策に積極的に取り組む会社は、社会的にも評価され、人材確保の面でもプラスになるなど、経営面からも重要性が増しています。
- ② 改めて、労働者を仕事で死なせないことを表明し、全員に伝わるまで発信を繰り返してください。
事業場トップが安全衛生に積極的に関わる姿勢を明確にするためにも、ポスター「令和7年度は 3つのさせない！」の会社名・役職名・氏名欄に記入の上、労働者全員が見やすいところに掲示してください（ポスターは複製可）。

2 社外で発生している労働災害の現状を把握し、我がこととしてとらえる。

他社で起こった事故を、自社でも起こりうるものとして捉えてください。

3 自社の作業にひそんでいる危険はないか、今一度、点検・確認・改善を。

- ① 自社では死亡災害が発生したことがないから大丈夫ではなく、多くの場合、たまたま事故が発生しなかっただけのことです。
- ② 事業場ごとに危険の種類は、まちまちです。自分たちの作業には、危険がひそんでいないのか、今一度、点検・確認してください。
- ③ 見つかった危険に対しては、先手を打って安全を確保してください。
- ④ 一定の安全のための措置をとっていても、何らかの理由により、その措置が機能せず、又は、乗り越え、無効な状態にされるなどして災害は起こっています。現場の声を尊重し、より作業の実情に応じた措置とすることが重要です。

仕事で 転倒させない！

- R6年に福井労働基準監督署管内で発生した労働災害のなかで、**転倒災害が一番多く発生**しています。
- その転倒災害のうち、**1か月以上の休業を伴うものは7割を超えています**。
- 近年、全国では、高年齢労働者の増加に伴い、転倒災害は**年々増加**の傾向にあります。
- 今後の生産年齢人口の減少を見据え、**転倒災害の防止には早急に取り組む必要**があります。

そのためには…

※ エイジフレンドリーガイドライン等
 をご参照ください（厚労省 HP）



1 つまづき等による転倒災害への対応

① 何も無いところでつまづき転倒
 足がもつれて転倒

対策

転倒や怪我をしにくい体づくりのための
 運動プログラム等の導入

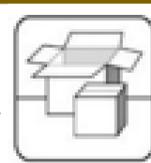
職場3分エクササイズ
 (厚労省作成動画)



② 作業場・通路に放置された
 物につまづいて転倒

対策

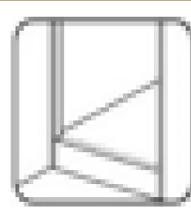
バックヤード等も含めた整理、
 整頓(物を置く
 場所の指定)
 の徹底



③ 通路の段差につまづいて
 転倒

対策

事業場内の通路の段差
 の解消、「見える化」



④ 作業場や通路以外の障害物
 (車止め等)につまづいて転倒

対策

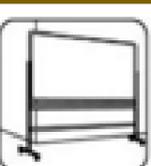
適切な通路の設定、
 敷地内駐車場の車止め
 の「見える化」



⑤ 作業場や通路の設備、什器、
 家具に足を引っかけて転倒

対策

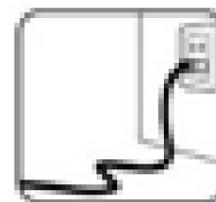
設備、什器等の角
 の「見える化」



⑥ 作業場や通路のコードなど
 につまづいて転倒

対策

転倒原因とならない
 よう、電気コード等の
 引き回しのルールを
 設定し、労働者に遵守
 を徹底させる



2 「滑り」による転倒災害への対応

① 凍結した通路等で滑って転倒

対策

従業員用通路の除雪・融雪
 凍結しやすい
 箇所には融雪
 マット等を設置
 する



② 雨で濡れた通路等で滑って
 転倒

対策

雨天時に滑りやすい
 敷地内の場所を確認し、
 防滑処置等の対策を行う



③ 作業場や通路にこぼれていた
 水、洗剤、油等により滑って転倒

対策

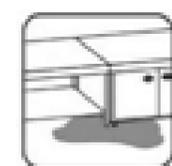
水、洗剤、油等がこぼれてい
 ない状態を維持する
 (清掃中エリアの立入禁止、
 清掃後乾いた状態を確認し
 てからの開放の徹底)



④ ウェットエリア(食品加工場等)
 で滑って転倒

対策

滑りにくい履き物の使用
 (労働安全衛生規則第558条)
 防滑床材・防滑グレーチング
 等の導入、摩耗している場合は
 再施工隣接エリアまで濡れないよう処置



耐滑性に
 優れた靴



仕事で 墜落させない！

R6年に福井労働基準監督署管内で発生した労働災害のうち、二番目に多いのが墜落災害です。近年、建設工事現場の足場等からの墜落災害は減少傾向にあり、はしご、脚立等からの墜落災害が多くなってきています。代表的な事例としては以下のものが挙げられます。

はしごの上でバランスを崩す

はしごから身を乗り出して作業していたところ、バランスを崩して墜落した。



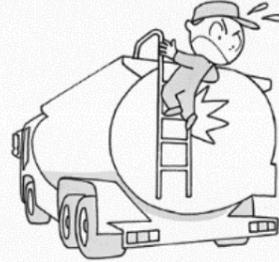
はしごが転位する

上部及び脚部が固定されていないはしごを使って下に降りようとしたところ、はしごが滑ってそのまま墜落した。



はしごの昇降時に手足が滑る

はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。



脚立の天板に乗りバランスを崩す

脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



荷物を持ちながらバランスを崩す

両手で荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



脚立にまたがってバランスを崩す

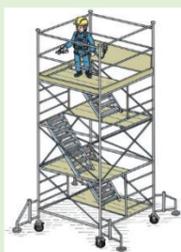
脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し墜落した。
片側3点支持の体勢をとらず、脚立にまたがった作業は、一旦バランスを崩すと体勢を戻すのが非常に難しい。



そのためには・・・

1

- ① はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。
- ② 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、高所作業車、可搬式作業台、手すり付き脚立（踏み台）などの使用を検討してください。



ローリングタワー
(移動式足場)



高所作業車



可搬式作業台



手すり付き脚立(踏み台)

2

上記の②の検討の結果、これらの対策がとれない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。はしごや脚立が濡れている可能性がある時は、耐滑性の高い靴と手袋を使用するようにしてください。

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



- 『天板での作業は厳禁』
- 上から2段目、できれば3段目以下が良い
- 両手・両足の4点のうち3点により身体を支える3点支持の体勢をとる（身体の重心を脚立にあずける場合も両足とあわせて3点支持となる）

